

大 阪 市 結 核 対 策 基 本 指 針

－ 「 S T O P 結 核 」 作 戦 －

平 成 1 3 年 2 月

大 阪 市

はじめに

大阪市の結核罹患率は全国平均の3倍以上と非常に高くなっており、それを改善するため平成11年に設置した結核の専門家による結核対策委員会において分析と対策の検討が行われ、昨年8月に「大阪市の今後の結核対策について」の提言をいただきました。

提言では、従来の対策をそのまま続けるだけでは再興感染症としての結核に対処していくことは不可能で、適正な治療と患者管理、早期患者発見、予防及び普及啓発の3つの大きな対策並びにその評価からなる4項目の新たな視点による結核対策を推進することが不可欠とされています。

それに沿って10年間で結核罹患率を半減させるという大目標に向けて短期、中期、長期に分けて具体的な数値目標を設定した「大阪市結核対策基本指針」－「STOP結核」作戦－を策定しました。

21世紀は新興感染症や再興感染症との戦いが予想されますが、大阪市としては、この指針に基づき職員が共通の認識のもとに結核対策に取り組むとともに、厚生労働省・大阪府をはじめとする近隣の自治体・(財)結核予防会・(社)大阪府医師会等の関係団体・保健医療福祉関係者などとの協力・連携のもと、市民にも広く理解を得て、全市的に結核事情の改善に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

平成13年 2月

大阪市環境保健局長 村 田 良 輔

目 次

はじめに	1
目 的 ・ 目 標	3
具体的戦略	
1. 適正な治療と患者管理	4
(1)適正な治療の推進	
(2)適切な患者管理の実施	
(3)DOTSの推進	
(4)結核患者収容モデル事業等の導入の要請	
2. 早期患者発見	6
(1)定期外健康診断の徹底	
(2)定期健康診断の徹底	
(3)あいりん・野宿生活者の対策強化	
(4)届出の徹底と診断の遅れの改善	
3. 予防及び普及啓発	8
(1)乳幼児期のBCG接種率及び接種技術の向上	
(2)高齢者に対する発病予防対策の試行実施	
(3)普及啓発事業の充実・強化	
(4)結核に関する人材の育成	
4. 情報の収集、調査、分析、評価、還元	9
(1)結核発生動向調査事業の充実・強化	
(2)結核治療成績の評価と分析	
(3)結核対策に係る評価・還元	
対策項目別目標の設定	11
参考資料	
1 結核管理指標値(大阪市と全国平均比較)	
2 結核登録者数及び登録率・有病率・罹患率の年次推移	
3 大阪市の今後の結核対策について(提言)	

大阪市結核対策基本指針

－「STOP結核」作戦－

〔目 的〕

結核罹患率が全国平均の3倍以上に及ぶ本市の結核事情の改善を図り、結核に関する各種の対策をより総合的、効果的、効率的に実施するため「大阪市結核対策基本指針」を策定する。

本指針においては、向こう10年間の大目標、副次目標及び具体的な戦略を示すとともに、いくつかの項目については、具体的な数値目標を設定している。

この指針に基づき、職員が共通の認識のもとに対策に取り組むとともに、関係機関・市民にも広く周知し、全市的に結核事情の改善に取り組むことを目的とする。

〔大目標〕

10年間で大阪市の結核罹患率(人口10万人対)を半減させる

(平成10年罹患率) 104.2 → 50以下

〔副次目標〕

- ・ 喀痰塗抹陽性の新登録患者罹患率を半減させる
(平成10年喀痰塗抹陽性結核患者罹患率) 32.3→20以下
- ・ 乳幼児(4歳以下)結核患者の発生をゼロにする

〔具体的戦略〕

1. 適正な治療と患者管理

肺結核喀痰塗抹陽性患者は、他への感染の危険性が高く、感染を受けた人の発病率も高いことから、初期の治療を強化し早期に菌を陰性化させるとともに、治療を確実に終了させることが結核罹患率を低下させるための最重要対策である。特に治療中断の多い行旅患者については、DOTS (Directly Observed Treatment, Short-course 服薬を直接確認する短期療法) を積極的に活用する。

(1) 適正な治療の推進

PZA (ピラジナミド) を含む4剤標準治療を推奨する。

治療期間が長期になれば、治療中断の可能性も高くなり、耐性菌発生の可能性を大きくすることから、喀痰塗抹陽性の初回治療患者(高齢者・肝障害者を除く)を中心に、PZAを含む4剤標準治療を強力に推奨し、短期治療に結びつける。

なお、INH (イソニコチン酸ヒドラジド) の単独治療やINH・RFP (リファンピシン) を含まない治療など不適切な治療について、結核診査協議会の審議を通じて医療機関を指導する。

(2) 適切な患者管理の実施

患者管理を効果的に進めるため業務のあり方を整理し、喀痰塗抹陽性患者を最優先として、以下のような対策を講じる。

- ① 2週間以内に新登録の喀痰塗抹陽性患者への本人面接を確実に行う。
 - ・ 病院訪問を実施する。
 - ・ 特に行旅患者の病院訪問を強化する。
- ② 治療開始時の菌検査結果(塗抹・培養・感受性)を確実に把握する。
 - ・ 各医療機関ごとに菌情報連絡体制を確立する。
 - ・ 医療機関への訪問や患者連絡票により、菌検査結果を迅速・確実に把握する。
 - ・ 特に培養結果については3か月以内に把握することを徹底する。
- ③ 喀痰塗抹陽性初回治療患者の治療中断をなくす。
 - ・ 個別面接を確実に実施し、患者との意思疎通を図り治療中断を早期に把握し対処する。
 - ・ 入院時から服薬記録手帳の確認などの方法で治療完了まで服薬支援を行う。

- ・治療を中断した患者情報を迅速に把握する体制を整えるとともに適切な指導に努める。

④結核患者の個別指導を充実する。

- ・退院後の生活基盤確立も再発防止に重要であることから関係機関とも十分に連携する。

⑤保健所・保健センターと結核指定医療機関、特に結核病床を有する医療機関との連絡会を定期的を開催して、情報の交換を行う。

(3) DOTSの推進

本市では、あいりんにおいて、被生活保護者や野宿生活者を対象とするDOTSを平成11年より試行実施してきた。国においては日本版DOTSとして、大都市部で生活する感染性を有する結核患者（喀痰塗抹陽性患者）で、結核の治療のために入院した者及びその後退院した者を対象に実施を計画している。今後は、本市においても喀痰塗抹陽性患者や行旅患者（あいりんを除く）などにも対象を拡大して実施する。

①あいりんDOTSを拡大する。

対象者をあいりんの全肺結核患者に拡大するとともに（社福）大阪社会医療センターを中心にした拠点型に加えて、入院中の院内DOTS及び地域へ出向くDOTSを医療・福祉関係機関と連携して本格的に実施する。

②大阪市版DOTSを実施する。

市内全域の喀痰塗抹陽性患者、治療中断者及び行旅結核患者を対象に、医療機関と連携して院内DOTS及び地域へ出向くDOTSを実施する。

(4) 「結核患者収容モデル事業」等の導入の要請

①病棟改築計画のある医療機関に対して、「結核患者収容モデル事業」の導入を要請する。

国においては、公衆衛生審議会の意見「結核患者収容施設のあり方について」の趣旨を踏まえ、医療上の必要性から、一般病床において結核を合併する疾患で入院治療するためのモデル事業として、感染予防のための施設整備に対する補助を実施している。本市としては、病棟改築計画のある病院に対して同事業の導入を要請する。

②緊急に結核（疑い）患者を入院治療する施設の確保や、喀痰検査を安全に実施できるよう新たな補助制度の創設を検討する。

救急病院では、結核（疑い）患者についても必要な医療が行われていることから院内感染予防のため独立した換気設備が望まれる。しかし、換気が十分でない施設もあり、個別空調設備を整備する必要がある。

加えて、感染拡大の防止のため、安全に採痰が可能な装置の設置も含め新たな設備（装置）整備補助制度の創設を検討し、導入を要請する。

2. 早期患者発見

適正な治療と患者管理とともに、早期の患者発見も重要である。このため、有症状者の早期受診と医療機関による早期診断、また患者発生時にはその感染源や二次感染者発見、並びに事業者・学校の長及び本市が実施する結核検診の実施率向上に努める。

(1) 定期外健康診断の徹底

結核患者の届出を受けた保健センターは、早期に患者や家族・その他接触者へ必要な対策を行い、積極的に定期外検診を実施する必要がある。特に喀痰塗抹陽性患者の接触者に対しては適切な時期に検診を確実に実施する。

なお、集団感染が見込まれる場合は、保健所・保健センターの合同対策委員会を設置して検診対象者・時期・方法等を決定する。

次のような対策を講じる。

- ①接触者検診については大阪市の結核対策マニュアルに沿って、実施内容の適正化を図る。
- ②接触者検診は保健センターでの実施を原則とするが、それを補完する手段として、委託医療機関でも受診できるよう機会の拡大を図る。
- ③集団感染事例等の感染源調査として、市内患者から分離した菌株のRFLP分析（菌の遺伝子分析）を実施しているが、今後は、大阪湾岸の高罹患率都市との関連性解明を視野に入れて感染源調査を実施する。
- ④化学予防（発病予防）に対する適用基準を本市独自で作成し、今後、結核対策マニュアルに記述するとともに、医療機関にも周知し、予防内服者を的確に選定する。

(2) 定期健康診断の徹底

住民検診による結核患者の発見率は非常に低いが、感染を受ける機会が多く、発病すれば感染拡大の危険性を有する業態者や既感染で発病率の高い高齢者、小規模事業所従事者などを中心に結核検診を充実強化する。

各種団体との連携により定期検診の実施率向上に努める。

次のような対策を講じる。

- ①中小企業や業態者に対しては、基本的には結核予防法第4条第1項による事業者が実施する検診の励行を指導するが、実施困難な事業者に対しては法第4条第3項による本市実施の市民検診受診を勧奨する。
- ②在日外国人に対する受診機会を確保するため、日本語教育施設等に対して法第4条第1項による検診実施を指導するとともに市民検診での受診を勧奨する。

③受診機会を拡大する。

- ・保健センターで実施している健康展や休日健診、またがん検診等に、可能な範囲で結核検診を併せて実施する。
- ・中小企業従事者や業態者に対する検診を「重点対象者結核検診」として位置づけ各保健センターの地域特性等に応じて検診を実施する。

④労働基準監督署、工業会、商店会など各種団体と連携し、法第11条に基づく検診実施報告書の提出の徹底と結核検診の実施勧奨を行う。

⑤(社)大阪府医師会・(社)大阪府病院協会・(社)大阪府私立病院協会との連携のもとに、医療機関従事者の職員検診の徹底、採用時のツベルクリン反応検査（二段階法）の実施を働きかける。

(3) あいりん・野宿生活者の対策強化

- ①あいりん総合センター前で毎月1回実施している検診時における、広報活動の強化を検討する。
- ②あいりん越年時対策としての南港臨時宿泊所の入所者を対象に、特別検診を実施する。
- ③野宿生活者については、仮設一時避難所等において関係団体と連携して検診を実施する。

(4) 届出の徹底と診断の遅れの改善

本市においては、全国に比して医師の診断の遅れや結核患者を診断した際の届出の遅れが顕著である。

- ①新たに作成した届出用紙を活用し、研修会・講演会を通じて医師が結核患者と診断した際には2日以内の届出を徹底する。

また、患者が入退院したときの病院管理者による7日以内の届出を徹底する。

・結核予防法第22条

医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは2日以内に、もよりの保健所長に届け出なければならない。

・結核予防法第23条

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は退院したときは、7日以内に、もよりの保健所長に届け出なければならない。

- ②医師の診断技術の向上のために、情報の提供や研修の実施に努める。

3. 予防及び普及啓発

(1) 乳幼児期のBCG接種率及び接種技術の向上

乳幼児が結核に感染発病すると重症化する恐れが高いため、発病防止の観点から乳児期（1歳未満）のBCG接種率をより向上させることが必要である。

①乳児期のBCG接種を徹底し、接種率の向上を図る。

・母子健康手帳交付時や3か月健診時、また、(社)大阪府医師会の協力も得て、早期にBCG接種を受けるよう勧奨を強化する。

②1歳6か月児健診時の針痕数調査等により接種技術の評価と実施状況の把握を行う。

③接種医師への説明用リーフレットの配布等により、接種技術の向上を図る。

(2) 高齢者に対する発病予防対策の試行実施

高齢者は以前の高蔓延時代に感染を受けたため、既感染率が高く、また、免疫力の低下により発病しやすくなっている。さらに、糖尿病などとの合併により発病の危険性は増加する。

本市においても、65歳以上の発病者は新規登録患者全体の約35%を占めており、高齢者の発病予防対策は重要である。

このため、厚生労働省の「高齢者に対する結核予防総合事業要綱」に基づき、65歳以上の者（特に糖尿病患者）に対するINHの投与を試行実施する。

(3) 普及啓発事業の充実・強化

医療機関では診断のついていない感染性結核患者を含め様々な疾病の患者が集まり、結核が空気感染であるという感染経路からも、院内感染対策に万全を期することが望まれる。

国においても増大する医療機関での結核集団感染に対応するため、昨年「結核院内（施設内）感染の手引き」を作成した。院内感染対策は、患者の早期発見、患者発生時の対応、職員の健康管理、施設の構造設備や環境面等広い範囲についての総合対策であるので、すべての医療機関において院内感染対策委員会を設置し、感染防止対策に取り組むことが必要であるとしている。

こうしたことから、本市においても医療機関向けの結核対策マニュアルを作成し、市内各医療機関に配布し、院内感染対策の充実・強化を図る。

また、市民向けの啓発用ビデオを新たに作成するとともに、パネル・啓発用冊子も用いて、各保健センター等において、検診時・健康展等さまざまな機会を活用して啓発し、結核は初期に発見すれば就業しながらの治療も可能

であることを周知し、十分に理解を得たうえで、検診や有症状時の受診を奨励する。

- ①結核予防週間のキャンペーン行事を充実・強化する。
- ②地下鉄モールボード(大型ビデオ画面)の活用、保健センターだよりや区政だよりへの記事連載等継続的な啓発活動を行う。
- ③本市作成の「大阪市の結核」の内容を充実し、広報にも活用する。
- ④ホームページを開設して、わかりやすい結核情報を市民に提供する。

(4) 結核に関する人材の育成

結核予防と正しい知識の普及啓発を推進していくため、医療従事者等の結核に対する意識と技術の向上を図る。

次のような対策を講じる。

- ①(社)大阪府医師会の協力を得て、医師の診断技術の向上と適正治療を推進するための研修を実施する。
- ②保健センターで実施している指定医療機関医師講習会をより充実する。
- ③関係局の協力を得て、校園医・養護教諭・保母等を対象とした講習会など啓発活動を行う。
- ④結核対策従事者研修として、結核予防技術者地区別講習会への参加及び結核研究所への研修派遣を継続して実施する。
- ⑤DOTS従事者に研修を実施する。

4. 情報の収集、調査、分析、評価、還元

結核に関する情報の収集や分析・評価は、効果的な対策を推進するうえで重要なものであるので、これらを充実し関係機関に還元する。

(1) 結核発生動向調査事業の充実・強化

- ①結核発生動向調査委員会において現在実施している内容を充実させ、より詳細な情報の収集、調査、分析に努める。
- ②結核発生動向調査月報など、分析結果の保健センターへの還元を徹底する。
- ③保健婦等の担当職員を対象とした事例検討会を実施する。

(2) 結核治療成績の評価と分析

一定期間内に登録された患者集団(コホート)を追跡し、治療開始後の一定時期ごとの変化をみることで、治療成績を評価する「コホート分析検討」を有効に活用し、治療成績の継続的な評価を行う体制を確立する。

- ①保健所・保健センター職員による、喀痰塗抹陽性患者のコホート分析検討を定期的に行う。
- ②受診、診断の遅れの調査・分析を行う。

(3) 結核対策に係る評価・還元

- ①結核対策事業全体の問題点を分析・評価し、今後の対策について検討するため定期的に結核対策評価委員会を開催するとともに、保健所・保健センターに還元して対策を進める。
- ②DOTSに対する評価を行い、今後の実施方針を検討する。

